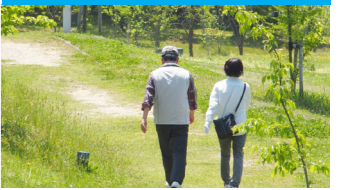


“けんしん”
受診で
健康な毎日を！



健康のためには、定期的な体のチェックが欠かせません。市では、40歳から74歳の人を対象に、特定健診、がん検診を実施しています。しかし、対象となる人の半分以上が受けていない状態です。毎日を元気に過ごし、医療費の負担を少なくするためにも、積極的な“けんしん”の受診をお願いします。

保険者努力支援制度と特定健診

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります（詳しくは広報おばま1月号に掲載）。新たな国保財政運営の仕組みのスタートに合わせて、「生活習慣病の予防事業・活動をがんばっている市町に交付金を交付する」という『保険者努力支援制度』が始まります。この制度により、特定健診やがん検診の受診率も交付金に反映されます。市国民健康保険加入者はもちろん、市民の皆さんのご協力をお願いします。

特定健診って何？

40歳から74歳の国保加入者が対象の健診で、糖尿病、脳血管疾患、心疾患などの生活習慣病にかかるリスクの程度が分かります。

小浜の受診率はどれくらい？

平成28年度は、対象者4882人のうち、受診者は1680人、受診率は34・4%であり、半分以上の人が特定健診を受けていないのが現状です。

交付金との関係は？

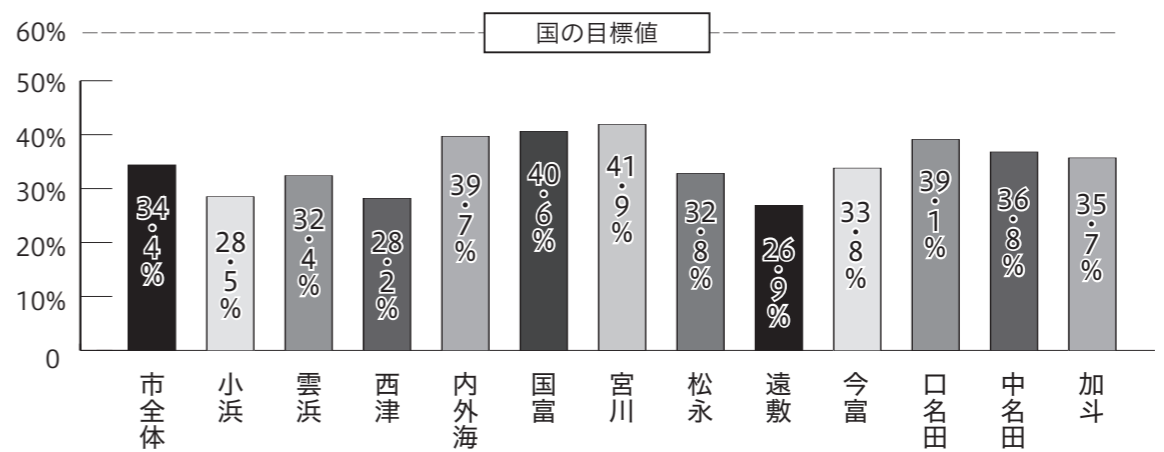
保険者が努力して、特定健診やがん検診の受診率が上がると、より多くの交付金が県から市に交付される制度です。交付金は保険料に充てられるため、国保加入者の皆さんの保険料負担の軽減につながります。

交付金の状況は？

制度では、受診率などが得点として配点され、28年度前倒し実施分での市の結果は、345点満点中187点（全国平均199点）でした。1点あたり1万6千円が交付され、これは全国1741市町中、1021位。県内17市町中、10位となります。特に、「特定健診受診率増加」と「5つのがん検診平均受診率増加」の得点が0点という厳しい結果でした。

私の地区の受診率はどれくらい？

平成28年度の特定健診の地区別受診率のグラフを掲載します。数値はいずれも対象者に対しての受診者の割合となっています。



平成30年度
から!!



毎年健診を受けている人に、
特典を設けました！

5年間連続して健診を受診した人は、翌年の特定健診が無料になります。

平成25から29年度まで連続して市国民健康保険で特定健診を受診、または受診登録済登録が完了している人は、30年度の特定健診が無料（通常は集団健診1000円、個別健診1500円）になります。今後、受診が途切れると、無料対象から外れるので、毎年忘れずに受診しましょう。

4月下旬に「特定健診・がん検診受診券」を郵送します。本年度無料対象の人は、特定健診受診券の負担金額が「無料」となっています。確認をお願いします。

■問い合わせ
健康管理センター ☎52・2222

対象年齢と対象医療
機関を拡大します

人間ドックの受診に助成します

■問い合わせ 市民福祉課 ☎64・6018

対象 受診日に30〜74歳の国民健康保険加入者（国保税滞納世帯の人を除く）および後期高齢者医療制度加入者（保険料未納の人を除く）

受診医療機関 杉田玄白記念公立小浜病院（大手町）、福井県済生会病院（福井市）

申込期間 4月6日（金）〜19日（土）
定員 1日ドック62人、脳ドック40人、併用（1日+脳）ドック27人

申込方法 被保険者証を持って、市民福祉課（庁舎1階2番窓口）で申し込み

※申し込みは1人1種類まで
※申し込み多数の場合は抽選により受診者を決定し後日通知（前年度に助成を受けていない人を優先）

※1日ドックおよび併用ドックを受ける人は、特定健診・基本健診は受診できません

種類	杉田玄白記念公立小浜病院			福井県済生会病院		
	料金	自己負担額(4割)	助成額(6割)	料金	自己負担額(4割)	助成額(6割)
1日ドック(男)	44,280円	17,720円	26,560円	44,280円	17,720円	26,560円
1日ドック(女)	47,520円	19,010円	28,510円	47,520円	19,010円	28,510円
脳ドック(男女)	43,200円	17,280円	25,920円	48,600円	19,440円	29,160円
併用ドック(男)	83,160円	33,270円	49,890円	82,080円	32,840円	49,240円
併用ドック(女)	86,400円	34,560円	51,840円	85,320円	34,130円	51,190円

※青字は平成30年度から追加助成

国民健康保険の届け出は14日以内に！

■問い合わせ 市民福祉課 ☎64・6018

社会保険をやめたとき 社会保険の扶養から外れたとき	社会保険に加入したとき 社会保険の扶養になったとき	修学のため転出するとき
国保加入の手続き	国保脱退の手続き	修学用被保険者証の申請手続き
●届け出に必要なもの 印かん、健康保険資格喪失証明書	●届け出に必要なもの 印かん、国保と社会保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)	●届け出に必要なもの 印かん、保険証、在学証明書(学生証のコピーでも可)
届け出が遅れると、さかのぼって保険税を納めたり、医療費を全額自己負担しなくてはなりません	届け出が遅れ、国保の被保険者証で受診してしまうと、国保分の医療費を後で返さなくてはならなくなる場合があります。また、届け出をしないと、保険税と新たに加入した社会保険の保険料を二重に請求されてしまうことになります	届け出をしないと、転出により国保の資格を喪失し、保険証が使えなくなります。修学を終えたら、その旨の届け出も忘れずにしてください

※届け出には、マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーの分かる書類と本人確認書類が必要です

※届け出が必要な人と別世帯の人が届け出をする場合は、別途、委任状が必要となります